



秋田県公報

目 次

ページ

条 例

○秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例(三
四・建築住宅課)……………2

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例(秋田県
条例第三四号)

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二〇年法律第
八七号)の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を受けよ
うとする者等から、手数料を徴収することとした。(第一条関
係)
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者等から徴
収する手数料の額を定めることとした。(第二条及び別表関
係)
- 3 手数料は、申請があつたときに徴収することとした。(第三
条関係)
- 4 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。(第四条関
係)
- 5 施行期日
この条例は、平成二一年六月四日から施行することとした。

条 例

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十一年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十四号

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）の規定により法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があったときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十一年六月四日から施行する。

別表（第二条関係）

区分	手数料の額（一件につき）
一 法第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。） イ 一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの ロ 住戸の総数（計画認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下同じ。）が五戸以下の共同住宅等（省令	四万五千円 十万二千円

<p>第四条第二号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>ハ 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ニ 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ホ 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ヘ 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ト 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>チ 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>リ 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>十六万三千円</p> <p>三十一万九千円</p> <p>五十七万七千円</p> <p>九十八万円</p> <p>百八十一万七千円</p> <p>二百五十八万七千円</p> <p>三百十六万八千円</p>
<p>二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請(以下「計画変更認定申請」という。)</p> <p>イ 一戸建て住宅に係るもの</p> <p>ロ 住戸の総数が五戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ハ 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ニ 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ホ 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ヘ 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>ト 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>チ 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>リ 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>二万二千五百円</p> <p>五万七千円</p> <p>八万五千五百円</p> <p>十五万九千五百円</p> <p>二十八万五千五百円</p> <p>四十九万円</p> <p>九十万五千五百円</p> <p>百二十九万三千五百円</p> <p>百五十八万四千円</p>
<p>三 法第九条第一項の規定による計画の変更の認定の申請</p> <p>四 法第十条の規定による計画の認定に基づく地位の継承の承認の申請</p>	<p>三千円</p> <p>二千円</p>

備考

- 一 一の建築物について省令第二条第一項に規定する添付図書が共通である複数の計画変更認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、一の項に定める額を当該計画認定申請の数で除した額とする。
- 二 一の建築物について省令第八条に規定する添付図書が共通である複数の計画変更認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、二の項に定める額を当該計画変更認定申請の数で除した額とする。
- 三 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の手数料の額は、この表一の項又は二の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第

六条第一項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)別表一の項に定める額を加算した額とする。

四 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の二において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表四十九の項に定める額を加算した額とする。

五 確認の申出に係る審査に建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴う場合の手数料の額は、備考三及び備考四の規定により計算した額に当該確認の申出に係る建築物の構造計算適合性判定が行われる部分の床面積の合計を建築基準法第六条第五項の規定による請求に係る構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表二の項に定める額を加算した額とする。

六 手数料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 〇八七六六六 FAX 〇〇〇五
E-mail: matsubar@matubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄